

平成 31・32 年度 小諸市建設工事入札参加資格審査申請の受付について

小諸市が発注する建設工事への入札及び見積りに参加するためには、原則として 2 年毎に小諸市が作成する建設工事入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。平成 31・32 年度の建設工事の入札及び見積り参加を希望する事業者は、下記により建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して下さい。

1 受付期間

平成 31 年 1 月 4 日（金）～1 月 31 日（木）

2 提出方法・提出先

持参又は郵送（受付期間内必着）とする。

提出先：小諸市役所 総務部 財政課 契約財産係

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

3 入札参加資格の種類

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の定める 29 業種について、等級格付を行い、資格を付与する。

※「29：解体」については、原則「解体工事業」の建設業許可を受けた方のみ申請とする。「30：とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」は廃止しました。

4 入札参加資格の有効期間

2 年間（平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）

5 入札参加資格の申請要件

入札参加資格を希望する業種・業務について、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 入札、契約、請求などの権限を営業所長等（受任者）に委任する場合、委任できる業種はその営業所が建設業許可を受けているものに限る。
- (3) 小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年小諸市告示第 35 号）第 4 条に規定する排除対象者ではなく、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年小諸市告示第 32 号）別表第 3 に掲げる措置基準に該当しないこと。
- (4) 法人にあっては、「市区町村税」、「法人事業税」、「法人税、消費税及び地方消費税」、個人にあっては、「市区町村税」、「申告所得税及復興特別所得税、消費税及び地方消費税」に未納がないこと。
- (5) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値通知書を受領していること。ただし、通知書に記載の審査基準日が平成 29 年 6 月 30 日以降のものに限る。

- (6) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していること。ただし、届出の義務がないものは除く。

6 資格審査基準等

「小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成 12 年小諸市告示第 2 号）」による。次の点に注意すること。

- (1) 資格審査基準日は、平成 30 年 10 月 1 日とする。
- (2) 公平で健全な競争環境を構築する観点から、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）」に基づき、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とするため、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入義務があるが未加入の者については、入札参加資格申請を受け付けない。社会保険の加入状況の確認は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他審査項目（社会性等）」欄で確認する。全ての社会保険の加入の有無が「有」又は「除外」となっている場合は申請を受け付けるが、「無」となっている場合は原則申請を受け付けない。「無」となっているが社会保険に加入している場合は、7「提出書類」に記載の書類を提出すること。

7 提出書類

別紙「入札参加資格審査申請提出書類確認票（建設工事）」のとおり。次の点に注意すること。

- (1) 提出直前に必ず確認欄にチェックをし、添付漏れが無いようにすること。
- (2) 証明書類は、申請日から 3 か月以内に発行されたものを提出すること。
- (3) A 4 サイズファイル（色指定なし）に提出書類確認票に記載の番号順に綴ること。また、ファイルの背表紙には貴社名を記載すること。
- (4) 申請書を郵送提出し受領確認が必要な場合は、返信用封筒（切手添付、宛名記入）と受領書、又は、必要事項を記載した返信用はがきを同封すること。
- (5) 受任者へ権限を委任する場合は、必ず委任状を提出すること。
- (6) 社会保険の加入が、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で確認できない場合は、社会保険料を払ったことが分かる書類を提出すること。

8 提出部数

正本 1 部を提出すること。

9 申請事項の訂正

原則として、受付期間中のみの受付とする。ただし、市からの補正の指摘が受付期間終了後となった場合には、平成 31 年 2 月 28 日までの間、申請事項の訂正を認めるものとする。差替する書類に訂正事項が確認できる書類を添付の上、速やかに提出すること。

10 審査結果

審査の結果については、資格を付与しない者に限り通知する。

有資格者名簿については、平成31年4月1日までに市オフィシャルサイトへ掲載する。

11 資格付与後の手続

- (1) 申請内容に変更があったときは、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第18号）」に変更事項を証する書面を添えて、1部提出すること。
- (2) 経営審査事項の総合評定点（P点）は、原則として受付期間内に提出されたものを2年間変更しないものとする。
- (3) 申請の内容に虚偽があった場合、小諸市建設工事入札合理化対策要綱第3各号及び第7第1項各号に該当する場合、経営事項審査を更新しない場合、市税等の滞納が発生した場合などは、入札参加資格の停止、取消し等の対応を行う。